

車両の表記

第82条 車両には、車両を識別等ができるよう必要な表記をしなければならない。

[基本項目]

1. 車両の表記は、以下のとりとする。
 - (1) 車両には、それぞれの車両の識別ができるよう記号番号等の表記をすること。
 - (2) 貨物車には、最大積載量を表記すること。

(剛索鉄道)

2. 基本項目によるほか、車両には、最大乗車人員及び最大積載量を表記すること。

[解説]

1. 「車両の検査年月及び場所」を車両に表記すること等については、第91条に記載されている。

(記録)

第91条 第88条及び前条の規定により施設又は車両の検査並びに施設又は車両の改築、改造、修理又は修繕を行ったときは、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

[解釈基準]

第91条（記録）関係

2 車両の検査（新製した車両等の検査及び定期検査）の記録は、当該検査後最初に行われる全般検査を終わるまで保存すること。また、車両の定期検査をその年月及び場所を当該車両に表記すること。ただし、機能・状態検査を除く。
定期検査の年月日及び場所を全般にわたって管理している場合は、車両の表記を省略できる。

以 上